

○栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する規則

平成16年3月24日

規則第4号

改正 平成20年9月29日規則第29号

平成26年9月25日規則第20号

平成28年4月1日規則第44号

令和3年10月22日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成16年栗東市条例第12号）第24条の規定に基づき、栗東市立学童保育所の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、栗東市立学童保育所指定管理者指定申請書（別記様式第1号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第4条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間の事業計画書
- (2) 年間の収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 役員及び業務に従事する者の名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去2年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去2年間の事業収支を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 運営規則
- (2) 保育カリキュラム
- (3) 年間行事計画
- (4) 職員の体制
- (5) 帳簿の調製
- (6) 施設の維持管理作業に係る計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協定)

第3条 条例第5条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第2項第1号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払い時期及び方法

- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 個人情報の保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故、入所している児童の疾患又は負傷その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 入所の承認に係る基準
- (7) 危険負担
- (8) 指定管理者の指定解除に係る手続き
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書)

第4条 条例第12条の事業報告書は、別記様式第2号によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(条例第17条の規則で定める期間)

第5条 条例第17条の規則で定める期間とは、養育を受けることができない状態が1月当たり16日以上かつ6月以上継続することをいうものとする。

(定員)

第6条 学童保育所の定員は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(入所の申請)

第7条 条例第18条の規定による申請は、栗東市立学童保育所入所申請書(別記様式第3号)により行うものとする。

(入所の承認)

第8条 指定管理者は、栗東市立学童保育所入所申請書の内容を審査の上、入所を承認するか否かを決定し、栗東市立学童保育所入所承認・不承認決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条、第6条、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第29号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日規則第20号）

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月22日規則第27号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

栗東市立学童保育所指定管理者指定申請書

年 月 日

栗東市長 様

申請者 団体の所在
団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

栗東市立学童保育所の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|-----------|-------|
| 指定管理施設の名称 | 学童保育所 |
| 指定管理施設の所在 | 栗東市 |

様式第2号（第4条関係）

栗東市立学童保育所事業報告書

年 月 日

栗東市長 様

指定管理者 住 所
名 称
代表者

1 指定管理施設

- (1) 名称 栗東市立_____学童保育所
(2) 入所定員 人

2 管理業務の実施状況

3 施設の利用状況

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 1日現在の入所児童数 | | | | | | | | | | | | | |
| 退所児童数 | | | | | | | | | | | | | |
| 開所日数 | | | | | | | | | | | | | |
| (うち土曜日) | | | | | | | | | | | | | |

栗東市立学童保育所入所申請書

年 月 日

様

() 学童保育所への入所を次のとおり申請します。

| | | | | |
|--|---|---------------------------------|----|---|
| 保 護 者 | 住 所 | 〒 | | |
| | フリガナ | | | |
| | 氏 名 | | | 電話番号 |
| | (保育時間等) 緊急連絡先 | 父親仕事先・母親仕事先・父親携帯・母親携帯・その他 () | | |
| 入 所 希 望 児 童 | フリガナ | | | 生年月日 |
| | 氏 名 | | | 年 月 日 生 |
| | 性 別 | 男 ・ 女 | | 学 年 |
| | | | | 年生 (入所年度4月1日時点の学年) |
| 身 体 の 状 況 ※加配指導員の配置を検討する際の参考としますので必ず記入してください | ①アレルギー (有 (具体的に: _____) ・ 無) 【有の場合】 ・エピペンの所持 (有 ・ 無) ②障がい (有 (障がい名: _____ (知的・身体・発達) ・ 無) 【有の場合】 ・手帳 (有 ・ 無) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 () 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A ・ B) ・通学している学級 (通常学級 ・ 特別支援学級) ※障がいがある場合は、手帳、医師の診断書、発達検査結果等、病名や状態がわかる書類の写しを提出してください。 ③その他 (注意事項 等) [_____] | | | |
| 同居している方 ※入所希望児童は記載不要 ※同居している方全員を記入してください | 氏 名 | 続柄 <small>(希望児童から見て)</small> | 年齢 | 就労・療養等状況 <small>(常勤・パート・勤務時間、病名、学年等)</small> |
| 入所を希望する具体的な理由 | | | | |
| 保育を必要とする期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | |

| |
|---|
| <p>同 意 書</p> <p>記載内容の確認のために私および私の世帯員の住民登録の状況および就労内容について栗東市または就労先へ照会して情報提供を受けること、個々に応じた適切な保育を実施するために入所希望児童の発育状況について関係機関へ照会して情報提供を受けることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____</p> |
|---|

※記載事項に虚偽のある場合、入所申込は無効となり、入所できないことがあります。

様式第4号(第8条関係)

栗東市立学童保育所入所承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

(児童の氏名 様)

学童保育所

指定管理者 印

申請のありました 学童保育所への入所について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 決定内容 承認・不承認
- 2 入所予定期間又は不承認となった理由

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗東市長に対して審査請求をすることができます。

別記様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）